

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、個人情報越境移転標準契約の届出指南を公表

国家インターネット情報弁公室は2023年5月30日、『個人情報越境移転標準契約の届出指南(第1版)』を公表しました。6月1日より実施される『個人情報越境移転標準契約弁法』について、届出指南は中国域外への個人情報の提供に係る個人情報越境移転標準契約の届出方法や関連手続き、提出資料などを明記しました。

■ 直近の重要政策

地方政策

- ✓ 『北京市における国際的影響力を有する人工知能イノベーション創出拠点の構築加速に向けた実施方案(2023～2025年)』の公表に関する北京市政府の通知
(北京市政府、5/30)
- ✓ 『北京市における汎用人工知能イノベーション発展促進の若干措置』の公表に関する北京市政府弁公庁の通知
(北京市政府、5/30)
- ✓ 『上海市が民間投資の発展への支援を強化する若干政策措置』の公表に関する上海市発展改革委員会の通知
(上海市政府、5/30)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、個人情報越境移転標準契約の届出指南を公表

国家インターネット情報弁公室は『個人情報越境移転標準契約の届出指南(第1版)』¹(以下、届出指南)を公表し、中国域外への個人情報の提供に係る個人情報越境移転標準契約(以下、標準契約)の届出方法や関連手続き、提出資料などに関する内容を示しています。届出指南は国家インターネット情報弁公室が今年2月に公表した『個人情報越境移転標準契約弁法』²(以下、弁法)の実務手引きとなります。

『個人情報保護法』(21年11月1日より実施)³の第38条は、個人情報を扱う者(以下、個人情報取扱者)は業務などの目的で中国域外に個人情報を提供する必要がある場合、①安全性評価の認可取得、②専門機関による個人情報保護の認証取得、③標準契約に基づき域外の受取人と契約締結、④法令規則若しくは当局が定めたその他の条件いずれかを満たさなければならないと明記しました。

個人情報取扱者は、①重要情報インフラ運営者に該当しない、②取り扱う個人情報は100万人未満、③実施期間の前年1月1日から起算して域外に提供した個人情報が累計で10万人未満、④実施期間の前年1月1日から起算して域外に提供した機微な個人情報が累計で1万人未満、の4つの条件を満たせば標準契約を締結する方式で域外に個人情報を提供することが可能になります。

重要情報インフラについては、『重要情報インフラ施設安全保護条例』(21年9月1日より実施)⁴の第2条によると、「公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政、国防科学技術工業などの重要な業界と分野、及びその他の破壊、機能喪失またはデータ漏洩が発生した場合、国の安全、経済民生、公益に重大な危害を及ぼす可能性のある重要なネットワーク施設、情報システムなど」を指します。

個人情報の種類及び機微な個人情報の判断については、国家標準『情報安全技术個人情報安全規範』⁵などを参考することが可能です。

個人情報の越境移転に該当する行為について、届出指南は①個人情報取扱者は中国域内において事業を展開する際に収集、発生した個人情報を域外に移動、保存すること、②個人情報取扱者は収集、発生した個人情報を域内に保存するが、域外の機関、団体または個人がその情報を調べ、閲覧、ダウンロード、アウトプットすることが可能であること、③国家インターネット情報弁公室が定めたその他の個人情報越境移転行為、の3つを挙げています。

届出方法について、個人情報取扱者は標準契約の発効日から10営業日以内に、書面資料及びその電子版を持参し所在地の省級インターネット情報弁公室にて届出手続きを実施しなければならないとされています。

届出指南はまた、届出手続きや具体的な提出資料及び見本、記載要領などを明記しています。届出手続きなどに関する内容は以下図表1をご参照ください。

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

⇒ http://www.cac.gov.cn/2023-05/30/c_1687090906222927.htm

² 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第653号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0706-XF-0105.pdf>

³ 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第567号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0619-XF-0105.pdf>

⁴ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

⇒ https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-08/17/content_5631671.htm

⁵ 国家市場監督管理総局・国家標準化管理委員会は20年3月6日、国家標準『情報安全技术個人情報安全規範』を公表し、同年10月1日より実施するとして、中国語原文は下記のURLより閲覧できます。

⇒ <https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/gb/newGbInfo?hcno=4568F276E0F8346E0FBA097AA0CE05E>

【図表 1】届出手続きについて

項目	内容
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報取扱者は標準契約の届出を行う際、以下の資料を提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 統一社会信用コード証明書写し（公章押印）。 ② 代表者の身分証明書写し（公章押印）。 ③ 届出担当者の身分証明書写し（公章押印）。 ④ 担当者の授權委託書⁶（原本）。 ⑤ 誓約書（原本） ⑥ 標準契約（原本） ⑦ 個人情報保護への影響に関する自己評価書（原本）
資料確認と届出結果のフィードバック	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 省級インターネット情報弁公室は資料を受け取った後、15 営業日以内に資料の確認を完了し、個人情報取扱者に届出結果を通知する。 ✓ 届出を認める場合、省級インターネット情報弁公室は個人情報取扱者に届出番号を発行する。届出を認めない場合、個人情報取扱者にその結果と理由を通知する。補足資料の提供を求める場合、個人情報取扱者は 10 営業日以内に補足資料を提出しなければならない。
標準契約の追加・更新、再届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準契約の有効期間内に、以下の状況が発生する場合、個人情報取扱者は個人情報保護への影響に関する自己評価の再実施、標準契約の追加・更新に加え、相応の届け出手続きをしなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 域外に提供した個人情報の目的、範囲、種類、機微度、方法、保存場所もしくは域外の受取人が取り扱う個人情報の使途、方法に変化が起きる、または個人情報の域外保存期間を延長する。 ② 域外の受取人所在国・地域の個人情報保護政策及び法令規則の変動など個人情報権益に影響を与えかねない事情が発生する。 ③ 個人情報権益に影響を与えかねないその他の状況。 ✓ 個人情報取扱者が標準契約の有効期間内に追加契約を締結する場合、所在地の省級インターネット情報弁公室に追加資料を提出しなければならない。標準契約を更新し締結する場合、再届出をしなければならない。関連資料の確認時間は 15 営業日とする。 ✓ 個人情報取扱者は提出資料の真実性に責任を負い、虚偽記載のある資料を提出した場合、届出を認めない上、法的責任を追及する。

（届出指南に基づき、中国アドバイザー一部作成）

届出指南は届出担当者の授權委託書、誓約書、標準契約及び個人情報保護への影響に関する自己評価書の見本(略)を付属資料として掲載しています。

実務上、外資企業による従業員情報の海外(本社)への移転などについても、中国現法と本社の標準契約の締結、もしくは安全性評価の取得などの手続きが求められます。標準契約を締結する場合、届出指南に基づき所在地の省級インターネット情報弁公室にて届出手続きをしなければなりません。

また、標準契約の届出とはいえ、却下される可能性もあるため、企業側に業務展開に支障をきたさないよう慎重な対応が求められます。企業は必要な資料を提出し、正当な理由を十分に説明できれば届け出が認められる可能性が高いため、インターネット情報弁公室と円滑な意思疎通を維持する方が望ましいです。

届出などに関する問い合わせ先については以下の通りです。

Eメール：bzht@cac.gov.cn 電話：010-55627565

⁶ 届出担当者は個人情報取扱者の代表者が発行した授權委託書を所持し、届出を実施する。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

地方政策

『北京市における国際的影響力を有する人工知能イノベーション創出拠点の構築加速に向けた実施方案（2023～2025年）』の公表に関する北京市政府の通知

（原文：北京市人民政府关于印发《北京市加快建设具有全球影响力的人工智能创新策源地实施方案（2023-2025年）》的通知）

京政発〔2023〕14号

北京市政府 2023年5月30日公表

【主要内容】

- 北京市政府は北京の国際的科学技术イノベーションセンターの構築を促し、国際的影響力を有する人工知能（AI）イノベーション創出拠点の構築加速に取り組むための実施方案を公表した。
- 実施方案は、「基礎理論の研究に大きな進展を遂げ、中核技術の自主開発を基本的にも実現し、一部の技術と応用研究レベルを世界的先進水準に高める。AI産業の規模を持続的に拡大し、国際競争力と技術主導権を持つ産業クラスターを作り上げる。国際的影響力を有するAIイノベーション創出拠点を基本的にも構築すること」を25年までの目標に掲げている。
- 具体的には、自然言語や環境認識、マルチモーダルAIなどが完全な技術スタックを形成し、中核のアルゴリズム技術が世界的先進水準に達し、AIチップなどの国産化を進めることを明記した。
- AIの中核産業の規模を3,000億元に引き上げ、10%以上の成長率を維持し、周辺産業の規模を1兆元超に高める。5～10社のユニコーン企業を新規育成することを目指す。
- この他、海外高度人材及び有力企業などの誘致や、チップレット技術の模索、ディープラーニングフレームワークの開発強化、北京及び周辺地域における一体化した計算力ネットワークの構築、公共データの開放・共有、スマートシティ構築へのサポートなどにも言及。
- 同通知は5月22日より実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefaqui/202305/t20230530_3116889.html

『北京市における汎用人工知能イノベーション発展促進の若干措置』の公表に関する北京市政府弁公庁の通知

（原文：北京市人民政府办公厅关于印发《北京市促进通用人工智能创新发展的若干措施》的通知）

京政弁発〔2023〕15号

北京市政府 2023年5月30日公表

【主要内容】

- 北京市政府は『北京市における国際的影響力を有する人工知能イノベーション創出拠点の構築加速に向けた実施方案（2023～2025年）』を着実に実行するため、汎用型AI産業の発展を促進する若干措置を公表した。
- クラウド企業との連携強化や、北京及び周辺地域における一体化した計算力ネットワークの構築などにより、AI技術のイノベーションと関連製品の開発に必要な計算力の提供を確保する。
- 高品質の文字、画像、音声、映像などを集めた大規模コーパスを構築し、法に基づき設立したデータ取引所におけるデータの流通・取引を支持する。
- 汎用性や効率性、知能性、ロバスト性を含むAI品質評価ツールを開発する。
- 仮想実験環境に適合する次世代AIコンパイラを開発し、演算子の自動生成と自動最適化を実現する。
- 行政サービスや医療、化合物の構造解析、金融、自動運転、スマートシティなどの分野におけるAIの応用を推進する。
- 同通知は5月23日より実施する⁷。

⁷ 北京の他、深センや成都も最近、当地のAI産業促進策を打ち出した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202305/t20230530_3116869.html

『上海市が民間投資の発展への支援を強化する若干政策措置』の公表に関する上海市発展改革委員会の通知

(原文: 上海市发展和改革委员会关于印发《上海市加大力度支持民间投资发展若干政策措施》的通知)

滬发改規範〔2023〕6号

上海市政府 2023年5月30日公表

【主要内容】

- 上海市政府は民間投資の活性化を後押しする政策措置を公表した。既存の優遇税制の着実な実行を求めた上、低炭素化事業への投資やイノベーション企業の本部誘致などに関する支援策を盛り込んだ。
- イノベーション企業の本部設置に対し、最大1,000万元の奨励金を支給する。
- 再生可能エネルギー関連プロジェクトへの投資に対し、0.05元/kWh~0.3元/kWhの補助金を支給する。充電設備への投資に対し設備費用の30%~50%をベースに補助金を支給、充電スタンドと関連企業に対し0.05元/kWh~0.8元/kWhの補助金を支給する。
- 民間企業による半導体やバイオ医薬品、AIの3大産業への参入を積極的に促し、関連補助金政策を着実に実行する。
- 民間資本によるIT・通信、低炭素化事業を中心とした「新型インフラ」、保障性賃貸住宅、介護施設などへの投資を奨励し、金融支援を引き続き実施する。
- 同通知は23年6月1日から25年12月31日まで実施する。
- 上海市発展改革委員会の幹部が会見で説明したところによると、過去3年間、「新型インフラ」への累計投資額が2,500億元超となり、うち民間投資が3割を占めており、投資分野についてはデータセンターや充電スタンド、集配所などが挙げられる。22年に新規認定されたハイテク企業と「専精特新」企業(ある分野に特化した新興企業)の中、民間企業の割合がそれぞれ8割と9割超となった。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230530/f9fc6e71f1934aebacfb2656ab2b05d1.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。